

## 2 任意継続組合員制度

### (1) 制度の概要及び加入資格

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方（公務員歴が1年と1日以上の方）が、退職した日から20日以内に申出を行い、かつ掛金を納入することで任意継続組合員の資格を取得することができます。退職後も引き続き（2年間を限度として）医療給付等の短期給付と人間ドック、宿泊施設利用補助等の福祉事業を受けることができます。

### (2) 加入手続

任意継続組合員になることを希望される方は、退職した日から20日以内に申出を行い、かつ掛金を納入することで任意継続組合員の資格を取得することができます。

次の【提出書類】を退職時の所属所長を通じ、共済組合に提出してください。書類を受理した後に掛金の額を通知しますので、必ず期限内に掛金を納入してください。

しかし、年度末退職者に限り下記のとおり事前に受付を行います。

- 【提出書類】
- ・任意継続組合員申出書
  - ・預金口座振替依頼書

### 年度末退職者の受付期間

事前受付期間 平成30年1月15日（月）～2月15日（木）必着  
通常受付期間 平成30年4月 2日（月）～4月11日（水）必着

※受付期間等詳細については、平成30年1月上旬に所属所長あてに通知します。

#### 注意

- ・再任用（フルタイム勤務）の場合は、現在の組合員資格を継続しますので、希望している方は、任意継続組合員の申出を行わないでください。
- ・再就職や家族の被扶養者になることを検討されている方は、再就職先や家族の被扶養者としての健康保険等に加入できないことを確認した上で、申し出るようにしてください。（保険証が重複交付される恐れがあります。）

### (3) 任意継続掛金

任意継続掛金額は、退職時の標準報酬月額を基に計算することになっています。

掛金率や＊平均標準報酬月額の変更に伴う掛金額の変更がありますので、平成30年2月下旬に改めて通知します。

納付額は、短期給付分の任意継続掛金と介護保険分の介護掛金（40歳以上65歳未満の方のみ必要）合算額となります。

なお、2年目の組合員資格の継続意思確認及び掛金額については、平成31年2月下旬に通知しますので、必要に応じて期限内に手続を行ってください。

在職中は、事業主（和歌山県、公立大学法人和歌山県立医科大学等）と財源を折半で負担していましたが、任意継続組合員に変わると、全額本人負担となります。

## ア 掛金額（掛金率は平成29年度適用分）

任意継続掛金（月額）＝《掛金の基礎となる標準報酬月額》× 86.2/1000

介護掛金（月額）＝《掛金の基礎となる標準報酬月額》× 11.58/1000

（掛金率は毎年変更されます。参考に平成29年度の率を記載しています。平成30年度の率が決定されしだい、所属所長あてに通知します。）

《掛金の基礎となる標準報酬月額》＝下記①・②いずれか少ない額

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② \_\_\_\_\_円（平均標準報酬月額）  
410,000円（平成29年度）

＊**退職時の標準報酬月額**… 退職した月の短期給付の掛金の基礎となった標準報酬月額です。

＊**平均標準報酬月額**…… 公立学校共済組合の全組合員の毎年9月30日の標準報酬月額の平均で、任意継続掛金基礎額の上限となります。この平均額は毎年変更されます。

## 参考：主な市の国民健康保険の掛金額（介護保険含む） 平成29年度

	和歌山市	海南市	紀の川市	田辺市	新宮市
1か月の掛金額 （目安）	74,170円	74,170円	74,170円	74,170円	74,170円
最高額（年間）	890,000円	890,000円	890,000円	890,000円	890,000円

算定方法は各市町村により異なります。

詳細については、住所地の市区町村国民健康保険担当にお問い合わせください。

## イ 掛金の払込方法

掛金は、共済登録口座（共済組合に届けている紀陽銀行の預金口座）から自動的に引き落とす方法で一年一括納付、半年一括納付、毎月納付のいずれかを選択することができます。一年一括納付及び半年一括納付を選択すると、年4.0%の複利現価法による割引があります。（払込方法及び共済登録口座は、途中で変更できませんのでご注意ください。）

## 口座振替（引き落とし）日

- ・初回振替日 3月22日
  - ・例月振替日 毎月22日
  - ・半年一括後期振替日 9月22日
- 22日が土・日曜日、祝日であれば、翌営業日となります  
当該期日に振替できなかった場合は、「振込依頼書」により振込んでいただきます

なお、掛金の支払期日は、原則的に資格を継続しようとする月の前月の末日です。

また、年度末退職者に係る通常受付及び年度途中退職者に係る申込の場合、初回は「振込依頼書」による振込となります。

## ウ 掛金の還付

任意継続組合員期間中に任意継続組合員の資格がなくなったときは、前納している掛金を還付します。（年度当初等、還付手続に日数を要する場合がありますので、ご了承願います。）

ただし、任意継続組合員の資格を取得した日の属する月に、その資格を喪失したときは、その月の任意継続掛金を徴収します。

## エ 掛金の申告

任意継続掛金は、確定申告（年末調整）時に「社会保険料」として、申告することができます。

申告する際、納入証明書の添付は必要ありませんので発行しませんが、必要に応じて確認できる書類の提示に備え、次の書類を大切に保管しておいてください。

- （ア） 任意継続掛金決定通知書
- （イ） 平成 年 月分 振込金（兼手数料）受取書（振り込んだ控）
- （ウ） 口座振替を行った通帳印字箇所の写し（口座振替日と金額が確認できる箇所）

### （4）任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証の交付

任意継続組合員の加入に必要な書類が提出され、掛金の納入を確認した後「任意継続組合員証等」を組合員に交付します。

※年度末に退職される方の交付時期等

- ・ 事前受付の方……………3月末に退職時の所属所へ送付
- ・ 通常受付の方……………4月下旬頃自宅に郵送

### （5）被扶養者の認定・取消

退職時に被扶養者として認定されていた方で、退職後も被扶養者としての要件を備える方については、引き続き認定されます。（この場合、継続認定の申出は不要です）

なお、任意継続組合員期間中に、新たに認定を受けようとする方ができたり認定されている方が、就職等によりその資格をなくした場合などは、手続が必要となるので速やかに共済組合、医療給付班に問い合わせてください。

事 項	提 出 書 類
被扶養者の認定	・ 被扶養者認定申告書
	・ 認定事由による必要書類
被扶養者の取消	・ 被扶養者取消申告書
	・ 任意継続組合員被扶養者証
	・ 取消事由による必要書類

- ア 新たな認定については、その事実が生じた日から30日以内に必ず手続をしてください。  
イ 被扶養者が、次の項目に該当する場合は、被扶養者としての要件を欠くこととなりますので、至急、被扶養者取消申告を行ってください。

なお、取消の届出が遅れた場合、取消はあくまで要件を欠いた日まで遡るため、多額の医療費の返納にもなりかねないので、特に注意してください。

- (ア) 年間130万円以上の収入がある（見込まれる）方  
ただし、障害年金（障害を事由とする）及び60歳以上の公的年金受給者の場合は、180万円以上（見込まれる）（「個人年金」の場合は130万円）  
注）雇用日以降1年間の収入が限度額を超えることが見込まれる場合は、雇用日から取消をすることがあります。
- (イ) パート、アルバイトにおいて、3か月連続して108,334円以上の収入のある方、雇用保険等の受給者は月額3,612円以上の方
- (ウ) 夫婦共同扶養者（特に「子」）を認定している場合において、配偶者の収入が組合員より多い場合（1割以上）

### 被扶養者の認定基準額

項目	区分	
	60歳未満の者	60歳以上の公的年金又は障害年金の受給者
年金・事業所得・不動産所得等	年額 130万円未満	年額 180万円未満
給料等・(地代・家賃・年金等)	月額 108,334円未満	月額 150,000円未満
雇用保険 傷病手当金等	月額 3,612円未満	月額 5,000円未満

収入（所得）とは、給与（交通費を含む。）、諸手当、営業又は農業等における事業所得、家賃地代、国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金、農業者年金、個人年金（民間の保険会社等）、恩給、扶助料、雇用保険等、傷病手当金、配当、利子、株等の譲渡収入、臨時雇用やパート、奨学金（生活補助的な意味が含まれるもの）です。

### ※資格確認調査について

1年に一度、被扶養者の資格確認調査（収入等）を行います。

被扶養者の収入状況等については、常に注意してください。遡って取り消された場合には、その間に共済組合が支払った医療等を返還していただくことになります。

## (6) 任意継続組合員証の記載事項変更

→速やかに、共済組合の医療給付班に連絡し手続きをしてください。

事 項	提 出 書 類
組合員または被扶養者の氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員証等記載事項変更申告書</li> <li>・任意継続組合員証、任意継続組合員被扶養者証（交付されている方のみ）</li> <li>・戸籍抄本（写）等</li> </ul>
住所等の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員証等記載事項変更申告書</li> <li>・住民票（写）等</li> </ul>

## (7) 医療給付に関する報告

→ただちに、共済組合の医療給付班に連絡し手続きをしてください。

事 項	提 出 書 類
交通事故等の第三者加害行為により負傷したとき	事故報告書等
老人保健法の障害認定を受けたとき、住所地の市町村条例に基づく公費負担医療制度（重度身体障害児者医療制度等）に該当したとき、または該当しなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費負担医療制度該当・非該当報告書</li> <li>・該当の医療受給者証（写）</li> </ul>
特定疾病（慢性腎不全による人工透析、血友病）の療養を受けることになったとき	特定疾病療養認定申請書

## (8) 高齢受給者証の交付

高齢受給者証は、70歳の誕生日の属する月の翌月（月の初日が誕生日の場合は誕生日）から適用となり、自動的に共済組合から送付します。

## (9) 限度額適用認定証の申請・交付等

### ア 制度の内容

組合員や被扶養者（70歳未満の方）が傷病により医療費が高額になる場合、あらかじめ限度額適用認定証を医療機関の窓口に表示すれば、窓口での支払額を自己負担限度額までに抑えることができます。

入院時に、医療機関から限度額適用認定証の提示を求められることがあります。

医療給付班（073-441-3712）にお電話ください。

「公立学校共済組合限度額適用認定申請書」用紙を送付します。

### イ 申請等の手続

「公立学校共済組合限度額適用認定申請書」に必要事項を記入押印し、医療給付班へ提出してください。受理後、「公立学校共済組合限度額適用認定証」を送付しますので、「任意継続組合員証等」といっしょに医療機関に提示してください。

なお、「公立学校共済組合限度額適用認定証」には有効期限が表示してありますが、必要がなくなれば速やかに医療給付班に返納してください。

## ウ 限度額適用認定証を提示しなかった場合

原則受診月の3か月後に、「高額療養費」として通常の医療給付金と同様に自動給付します。よって、最終的な自己負担額は限度額適用認定証の提示の有無に関わらず同じとなります。

なお、70歳以上の被扶養者については、和歌山支部が交付している「高齢受給者証」の提示により限度額適用認定と同様の取り扱いをしますので、申請の必要はありません。

認定申請は、必ず、入院前に行ってください。

※ 医療機関において、退院時等に医療費を支払う際に「限度額適用認定証」が必要です。

## (10) 資格喪失事由及び資格喪失手続

→速やかに共済組合、医療給付班に問い合わせてください。

任意継続組合員の資格は、下記事由により喪失します。

## 資格喪失事由

- ア 2年を経過したとき
- イ 死亡したとき
- ウ 掛金を期日までに払い込まなかったとき
- エ 再就職等により他の医療保険制度に加入したとき
- オ 任意継続組合員となった後、やめることを希望したとき
  - 例1 国民健康保険に加入予定
  - 例2 家族の被扶養者になる予定
- カ 後期高齢者医療の被保険者等になったとき

上記「資格喪失事由」イ、エ、オ及びカの場合は、次の書類を提出してください。

資格喪失事由		提出書類
イ	死亡したとき	・任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書 ・戸籍謄本等 (死亡年月日・還付請求者との続柄がわかるもの)
エ	再就職等により他の医療保険制度に加入したとき	・任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書 ・再就職先の保険証の写し
オ	任意継続組合員をやめることを希望したとき ・国民健康保険に加入予定 ・家族の被扶養者になる予定	・任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書 任意継続組合員資格喪失申出書を受け付けた月の翌月の1日が資格喪失日となります。 (例) 7月19日申出書受付の時は8月1日が喪失日となり、掛金は7月分まで徴収します。
カ	後期高齢者医療の被保険者等になったとき	・任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書

《任意継続組合員証等の返納について》→喪失後2日以内に返納願います。

任意継続組合員証等とは、任意継続組合員証、任意継続組合員被扶養者証、特定疾病療養受療証、高齢受給者証、限度額適用認定証の各証のことです。（交付を受けている方のみ）

資格喪失後、医療機関等で受診する場合は、必ず、新しい保険証等を提示してください。

注意

#### 任意継続組合員の資格喪失について

- ① 一度脱退すると再加入はできません。
- ② 学校等に臨時的に任用された場合や再就職等をした場合で、健康保険の資格を得た時は、新しい保険証の写しとともに、至急、任意継続組合員資格喪失の申出をしてください。
- ③ 国民健康保険に加入する場合や家族の被扶養者になる場合は、任意継続組合員資格喪失申出書を共済組合が受理した月の翌月に、それぞれの手続を行うこととなります。（申出書を共済組合が受理した月の末日までは、任意継続組合員です。）

お願い

資格喪失後の任意継続組合員証等の返納について

任意継続組合員期間満了時にも、必ず、任意継続組合員証等を返納してください。

（ご自分で処分しないでください。）